

令和6年4月

関係者各位

盛岡地方法務局

## 地図作成事業現地事務所開設のお知らせ

陽春の候、皆様方にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

この度、盛岡地方法務局では、宮古市小山田一丁目(一部)、小山田二丁目、小山田三丁目(一部)、藤原上町の地域において、精度の高い地図（不動産登記法第14条第1項に定める地図）を作成することといたしました。

つきましては、地図作成事業に関する皆様からの御相談や御質問等にお応えするため、下記のとおり現地事務所を開設したので、お知らせします。

この地図作成事業では、本年4月から8月頃にかけて、現地で土地一筆ごとの境界（筆界）を確認の上、測量を行いますので、皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 現地事務所

所 在 宮古市小山田一丁目1番1号  
宮古合同庁舎4階

※裏面案内図のとおり

※合同庁舎3階には盛岡地方法務局宮古支局があります。

名 称 盛岡地方法務局宮古地図作成事業現地事務所

開設日 令和6年4月23日（火）から令和6年11月29日（金）まで  
（平日の午前10時から午後4時まで開所。

土・日・祝祭日は閉所いたします。）

連絡先 電話

担当：表示登記専門官 佐藤

※上記連絡先が繋がらない場合は、

電話 019-624-9855 担当：盛岡地方法務局登記部門筆界特定室

#### ※現地事務所への行き方

○電車で来庁される時

山田線または三陸鉄道（北リアス線）「宮古」駅で下車し、南へ1.4km歩いて下さい。徒歩約21分です。

○車で来庁される時

裏面案内図のとおりお越し下さい。宮古駅から約5分です。合同庁舎に数台分の駐車場があります。

